

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別障害者手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 7 月 8 日付けの「特別障害者手当却下通知書」（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

精神科に通院して 15 年になるが、その間、統合失調症という診断がなされている。交通事故の後遺障害があり、移動に関して特別な介護が必要な状態である。移動支援などの介護も利用できていない現状で、公共交通機関を使った移動も困難である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規

定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 6月30日	諮問
令和5年 7月31日	審議（第80回第4部会）
令和5年 8月29日	審議（第81回第4部会）
令和5年10月16日	審議（第82回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給要件

法26条の2は、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する「特別障害者」に対して、特別障害者手当を支給するものとし、法2条3項は、特別障害者とは、「20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。」とする。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）1条2項は、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次に定めるとおりとする。

ア 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が法施行令別表第二（別紙2。以下「別表第二」という。）各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に

該当するもの（１号）

イ 上記アに定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が上記アに定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの（２号）

ウ 身体機能の障害等が法施行令別表第一（別紙３。以下「別表第一」という。）各号（１０号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が上記イと同程度以上と認められる程度のもの（３号）

(2) 受給資格認定手続

法２６条の５の規定により準用される法１９条は、手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとし、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（以下「省令」という。）１５条は、上記受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書に、受給資格者が法２条３項に規定する者であることに関する医師の診断書（省令１５条２号）を添えて、手当の支給機関に提出することによって行わなければならないとする。

また、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和６０年１２月２８日付社更第１６２号各都道府県知事宛厚生省社会局長通知）の別紙（障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）第一・３は、法施行令１条２項各号のいずれかに該当する障害の程度に係る認定は、原則として、医師の診断書によりなされることとする。

なお、認定基準第一・７は、実施機関において、障害程度の認

定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要に応じて照会することとしている。

認定基準第三は、法施行令 1 条 2 項各号に該当する障害の程度について、障害の種別ごとに具体的な個別基準を定めている。

- (3) 省令 1 6 条において準用する省令 4 条は、手当の支給機関は、認定の請求があった場合において、受給資格がないと認めるときは、請求者に、文書でその旨を通知しなければならないとする。

2 本件処分についての検討

(1) 請求人の障害について

上記 1・(2)の受給資格認定手続に鑑みれば、本件請求に対する認定・非認定の判断は、本件診断書の記載内容に基づき、法令の規定及び認定基準に照らして行われるべきであり、本件診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当がなければ、本件処分に取消理由があるとはできない。

本件診断書は、精神の障害用であり、「障害の原因となった傷病名」欄（別紙 1・1）には「統合失調症」とされ、他の障害について記載されていないことから、請求人については、精神の障害の状態について、法施行令 1 条 2 項各号に該当するかどうかを判定すべきものと認められる。

(2) 法施行令 1 条 2 項 1 号及び 2 号該当性について

法施行令 1 条 2 項 1 号及び 2 号に定める障害の状態は、身体機能の障害等が重複するものをいうところ（1・(1)・ア及びイ）、請求人の身体機能の障害等は、上記(1)の精神障害のみであるから、同項 1 号及び 2 号のいずれにも該当しない。

(3) 法施行令 1 条 2 項 3 号該当性について

認定基準における精神の障害に係るものをみると、法施行令 1 条 2 項 3 号に該当する障害程度について、別表第一のうち、同・9 の精神障害に該当する障害を有するものであって、認定基準第

三・１・(8)・エの日常生活能力判定表（別紙４）の各動作及び行動に該当する点を加算したものが１４点となるもの（認定基準第三・３・(2)）とされている。

本件診断書に記載された請求人の有する精神の障害について、本件診断書の日常生活能力の程度としては、全８項目の全てにおいて、同表において０点に当たるものが選択されており（別紙１・８・(4)）、これら各動作及び行動のそれぞれについて、日常生活能力判定表に基づいて判定した結果は「０点」となることから、認定基準第三・３・(2)が規定する１４点には満たない。

したがって、請求人の障害の状態は、法施行令１条２項３号に規定する障害程度に該当するとは認められない。

(4) 小括

以上のとおり、請求人の障害の状態は、法施行令１条２項各号のいずれにも該当せず、「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」（法２条３項）に当たらないから、これと同旨の結論を採る本件処分を違法又は不当ということはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり主張するが、上記１の法令等の定めを鑑みれば、手当受給資格の認定判断は、その制度上、診断書を基に、診断時の症状に基づいて判断されるものであり（１・(2)）、本件診断書からすると、請求人の障害の状態は、法施行令１条２項各号のいずれにも該当しないことは上記２のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法

令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙1から4まで(略)